

報告第10号

損害賠償の専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

平成25年12月9日提出

天理市長 並 河 健

専決第9号

専 決 処 分 書

平成25年10月27日午後5時頃天理市福住町5811番地1先の市道536号線上で発生した車両損傷事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第2号及び第3号の規定により、専決処分する。

平成25年11月20日

天理市長 並 河 健

記

損害賠償額 41,265円

専決第10号

専 決 処 分 書

平成25年10月27日午前9時30分頃天理市福住町5811番地1先の市道536号線上で発生した車両損傷事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第2号及び第3号の規定により、専決処分する。

平成25年11月27日

天理市長 並 河 健

記

損害賠償額 73,710円